参考２

第31回統計委員会における意見等の概要（自動車輸送統計調査関連）

○　高速道路無料化や揮発油税の在り方など交通政策及び経済政策について検討されている状況下において、調査対象から自家用旅客自動車を削除する理由及び「燃料消費量」や「高速自動車国道の利用の有無」を削除する理由は何か。

→　これら調査対象自動車及び調査事項の削除については、部会においても議論されたところであるが、燃料消費量や走行距離については、別途、実施されている自動車燃料消費量調査（一般統計調査）によって把握することが可能であり、また、同調査で把握できない事項については、推計によって代替データを確保してもらいたいとする意見が出されたところ。なお、高速自動車国道の利用の有無については、出現率が低く一定の精度を確保することが困難であり、詳細な車種別の情報ではないものの、道路管理会社において通行台数や利用料等が公表されているところ。

⇒　燃料消費量については、輸送統計である本調査の付帯的事項として把握してきたところであるが、気候変動枠組条約等に基づき、毎年、国連に報告される温室効果ガス排出量の算定に利用されることから、その精度向上が求められる中、供給側統計とのかい離が指摘されてきたところ。このため、燃料消費量に着目して標本設計を行った自動車燃料消費量調査を平成18年10月から開始し、燃料消費量及び走行距離を把握するとともに、自動車登録ファイル（車検データ）を活用した推計手法を導入することにより、より精度の高いデータとして公表できるようになったところ。

○　代替統計について過去との時系列比較は担保されるのか。また、道路管理会社では、車種の内訳等を含めてかなり詳細なデータを保有しているのではないか。なお、調査対象の範囲の変更や調査事項の削除に当たっては、代替統計との連続性について十分検証するとともに、変更内容の周知を図るなど、できるだけ統計利用者に支障が生じないよう配慮してもらいたい。

→　自動車燃料消費量調査は、平成18年10月から実施し、これまで自動車輸送統計調査の結果等との比較検証を行ってきたところであり、過去のデータとの連続性が担保されるような措置を講じていきたい。また、高速道路の利用の有無については、ＥＴＣの普及もあり、道路管理会社において利用可能なデータが増えていることから、本調査における調査事項からは削除したいと考えているところ。

○　交通経済等の分野でよく利用されている輸送トンキロや人キロについては、他の輸送統計との比較等の観点から、月次データとして有効に活用されているところ。

しかしながら、自動車輸送統計については、従来、統計調査を中心として作成してきたところであり、自動車登録ファイル等の行政記録情報を有効に活用した統計作成が重要となってきているところ。このため、自家用旅客自動車についても、自

動車燃料消費量調査の結果から得られる走行距離等を活用した代替データの推計を検討し、過去のデータとどのように接続していくかについては、今後データを蓄積しながら検討すべき課題であると考える。

○　本調査の結果は、陸・海・空における輸送量の比較によく利用されているようであるが、諮問の際には、社会資本整備（特に道路整備）においても利用されているとの説明があったところ。しかしながら、道路の利用状況等に関しては、道路交通センサスの結果を利用することが多いようであり、今回、自家用旅客自動車を調査対象から削除することによって、両調査結果の比較等において何らかの影響が生じることはないのか。また、費用については、調査方法等の変更によって、若干少なくなるようであるが、これはどのようにとらえるべきか。

→　本調査の結果は、道路整備計画を策定する際の日本全体における交通需要予測等のために、走行距離や車両台数を用いているものであるが、道路交通センサスの結果は、個々の道路における混雑度合い等を把握するために利用されているものと思われる。

　また、地方支分部局経由の調査員調査から民間事業者に委託した郵送調査に変更することに伴う費用（調査経費）については、初年度の予算上はそれほど変わらないものとなっているが、２年目以降はもう少し減るものと思われる。

⇒　道路交通センサスは、５年に１度の調査であり、毎月の動向を把握する本調査との役割分担はできているものと考える。

○　本調査は、調査事項が細かく報告者の負担が大きいものと思われることから、代替データを有効に活用するとともに、輸送貨物の品目分類を産業構造の変化等に対応して見直すなど、統計精度の向上に向けて検討することが必要であり、部会の中で更に審議していきたい。

○　国民の視点に立って、本調査の結果が政策の評価等にどのように役立っているのかを踏まえつつ、特に、継続性の観点について十分審議いただきたい。

（文責：総務省政策統括官付統計審査官室）